

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い 診療に影響を受けていらっしゃる先生方へ 《第5弾》

令和2年7月20日作成

- ◆ 今までにいただいた主なお問い合わせ
 - ・介護施設への訪問診療
 - ・不要不急の歯科診療!?
- ◆ 慰労金交付についての追加情報・Q&A
- ◆ 感染予防対策支援金についての追加情報・Q&A

★お問い合わせ、ご相談などございましたら山田宏事務所宛にご連絡ください。

参議院議員 山田宏事務所

電話：03-6550-1205

FAX：03-6551-1205

メール：k.niira@yamadahiroshi.com

担当：新良（にいら）

介護施設への訪問診療について

介護施設等への訪問診療は、厚労省の指定する「緊急やむを得ない場合を除き制限する」対象に該当するのでしょうか？

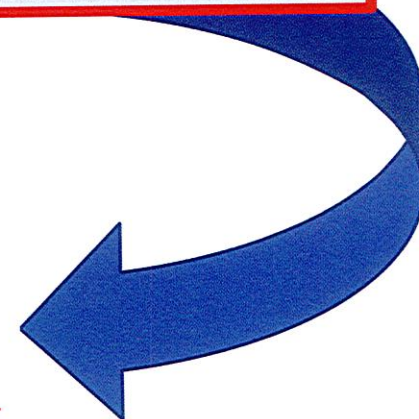


いいえ、訪問診療は制限を受ける面会に該当しません。
厚労省の令和2年4月24日の各自治体あての事務連絡「『社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について』に関するQ&Aについて」では、下記のように問1と(答)を示して、「医療従事者は感染予防策を実施しているので、利用者からの訪問診療の希望を受けた場合は、施設は適切に受け入れをお願いしたい」としています。

問1 令和2年4月7日事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」の別紙「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における感染防止に向けた対応について」において、面会の取り扱いは、「感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き制限すること」とあるが、訪問での診療は面会に該当するのか。

(答)

訪問診療は利用者と保険医療機関で計画的な医学的管理の下で医療を提供するものであり、面会に該当しない。医療従事者は感染予防策を実施しているので、利用者から訪問診療の希望を受けた場合は、施設は適切に受け入れをお願いしたい。



不要不急の歯科診療を控えたほうがよい!?

一部メディア等では、厚労省の4月6日の自治体あての事務連絡において「歯科医師の判断により、応急処置に留めることや、緊急性がないと考えられる治療については延期することなども考慮すること」と指摘されている点などを取り上げ、感染予防の観点から不要不急の歯科診療を控えたほうがよいなどという主張をしているが、厚労省の考えはそうなのか？

いいえ、厚労省は6月19日の各自治体あての歯科保健課長による「依頼」において、「新型コロナウイルス感染症への対策が求められる中であっても、国民の健康保持・増進のため、歯科疾患の予防や重症化予防の取組が重要」として、「(歯科医療機関及び関係団体に対し)感染拡大防止策を適切に実施した上で歯科保健医療を提供していただくよう」周知の依頼を行なっています。

医政歯発 0619 第 1 号
令和 2 年 6 月 19 日

各
都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえ今後を見据えた
歯科医療提供体制の検討及び歯科保健医療の提供について(依頼)

また、新型コロナウイルス感染症への対策が求められる中であっても、国民の健康の保持・増進のため、歯科疾患の予防や重症化予防の取組が重要です。このため、貴職においては、貴管内の歯科医療機関及び関係団体に対し、下記の点に留意し、感染拡大防止策を適切に実施した上で歯科保健医療を提供していただくよう、周知をお願いいたします。

2 歯科疾患の予防・重症化予防の取組について

緊急事態宣言の解除に際して、厚生労働省では新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からの提言を踏まえ、「新しい生活様式」の実践例をお示したところ。「新しい生活様式」においても、健康で質の高い生活を営む上で、歯・口腔の健康の保持・増進を図ることは重要であることから、歯科医療機関において、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着に向けた指導を含む口腔健康管理等、歯科疾患の予防や重症化予防の取組を図ること。

新型コロナウイルス感染症対応従事者 慰労金交付 ①

病院・診療所等に勤務し患者と接する医療従事者・職員に対し、慰労金(5万円/1人)を給付

対象: 歯科の場合、歯科医師の他、歯科衛生士・歯科助手・受付など診療所に勤務する方。
(但し、保健医療機関に限る)

受給までの流れ (～提出まで)

① 慰労金の対象となる医療従事者、職員を特定、慰労金の代理申請・受領の委任状を集める。(委任状は医療機関等で保管)

② 申請時に必要な書類を作成。

・申請書 ・給付対象者一覧リスト ← 厚労省HP、各都道府県HPでダウンロード

★厚労省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098580_00001.html

③ 提出

1. 各都道府県の国保連「オンライン請求システム」

(毎月の診療報酬請求に使用しているシステム)により提出。

2. 「WEB申請受付システム」 ↑上記を使用していない医療機関を対象。

現在国保連で準備中。(初回申請は7/25～31を予定)

3. 「電子媒体(CD-R等)によるシステム(インターネット環境に対応していない場合)

※一部の都道府県では、申請・交付窓口が国保連以外となる場合があります。

受給までの流れ（提出後～）

- ①都道府県が申請内容を確認後、各都道府県の国保連から慰労金が振り込まれる。
・給付決定通知書は都道府県から送付。
- ②対象となる医療従事者、職員に慰労金を給付。
- ③給付終了後、一ヶ月以内を目処に都道府県に対して、所定の様式により実績報告。
* 医療従事者一人一人に申請額と同額の慰労金の給付が行われていることを確認。
* 対象者への振込記録、受領簿等が必要になります。



慰労金交付 Q&A



Q. アルバイトでも10日以上勤務していれば良い？ 一日あたりの勤務時間は？

⇒当該都道府県における感染症患者一例目発生日(受入日)から令和2年6月30日までの間に延べ10日以上勤務していればOK。(岩手県は4月16日～6月30日)
一日あたりの勤務時間は問いません。常識の範囲であればOK。



Q. 「専従者」ももらえるの？

⇒患者と接する者で10日以上勤務していれば対象です。

Q. 「慰労金」は「課税所得」になるの？

⇒非課税です。源泉徴収しないようにご注意ください。

Q. 職員個人に申請させてもいい？

⇒対象要件を確認する必要があるので、診療所でまとめたの申請をお願いします。

感染拡大防止等の支援

院内での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関等に感染防止対策等に要する費用を補助

対象：感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用

* 但し、保険医療機関に限る。

* 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに掛かる費用。

補助額（無床診療所の場合）：100万円を上限として実費を補助

受給までの流れ

①対象経費の計算

対象期間内の支出済費用、申請日以降に発生が見込まれる費用も概算額で申請することが可能。

概算額で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収証等証拠書類を保管しておいてください。

②申請書及び事業計画書を作成・申請書等を提出

* 申請時の補助の対象経費に関する支出状況によって、申請区分が異なります！

次頁へ



◆概算交付申請:

支出済の費用だけでなく、申請日以降(～令和3年3月31日)に支出が見込まれる費用も合わせて、概算額で補助金を申請する。

申請書等の提出先: 国保連

受付開始時期 : 「オンライン請求システム」 7/20頃予定

「WEB申請受付システム」 7/25頃予定

概算交付申請の場合、事後に実績報告が必要となるため、領収証等証拠書類を保管しておいてください。

◆精算交付申請:

支出済の費用について補助金を申請する。

申請書等の提出先: 都道府県

受付開始時期 : 各都道府県にご確認ください。

申請書・添付書類 : 各都道府県にご確認ください。

◆申請書等の入手は→

・厚生労働省ホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kansenkakudaiboushi_shien.html) 又は、各都道府県ホームページ等において、ダウンロードできます。



感染拡大防止等の支援 Q&A

Q. 申請は何回もできるの？

⇒1回のみになります。

Q. 申請するものは消費税込で申請していいの？それとも税抜き？
⇒「税込」です。



Q. 診療所がある自治体でも、感染予防対策の助成金がでるのだけれど、それと併用してもよい？
⇒併用に関しては、各自治体でご確認ください。

Q. 診療所の床、カーペットなのだけれど、掃除機では消毒不十分なので、フローリングに張り変えようと思っている。これは対象になる？
⇒対象になりません。

Q. 予防のため、ハンドピースを頻繁に変えるために数を増やしたいのが、それも対象になる？
⇒対象になります。

Q. 口腔外バキュームを既に持っているのだけれど、そのメンテナンス料は対象になる？
⇒対象になります。

お問い合わせ先

◆厚労省医政局 新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター
03-3595-3317 受付時間 平日9時30分～18時